

様式

委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年10月5日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	<input type="radio"/> 知事 <input checked="" type="radio"/> 市区町村長等
2. 都道府県名	愛知県
3. 市区町村名	長久手市
4. 届出番号	1
5. 独自利用事務の事例番号	9-1
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	http://www.city.nagakute.lg.jp/jyouhou/mynumber/dokuziriyouzimu.html

執行機関名 長久手市長

子どもの医療費助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	長久手市子ども医療費支給条例(昭和48年条例第9号)による子ども医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	7	
③番号法別表第2の項	9	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		長久手市特定個人情報の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 別表第一第2の項 長久手市子ども医療費支給条例(昭和48年条例第9号)による子ども医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	児童福祉法第2条、3条	長久手市子ども医療費支給条例第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第二条 国及び地方公共団体は、児童の保護者とともに、 <u>児童を心身ともに健やかに育成する責任を負う。</u> 第三条 前二条に規定するところは、 <u>児童の福祉を保障するための原理であり、この原理は、すべて児童に関する法令の施行にあたって、常に尊重されなければならない。</u>	第1条 この条例は、 <u>子どもの福祉の増進を図るため、子どもの医療費の支給について必要な事項を定めるものとする。</u>
⑦独自利用事務の関連規範		長久手市子ども医療費支給条例(昭和48年条例第9号)